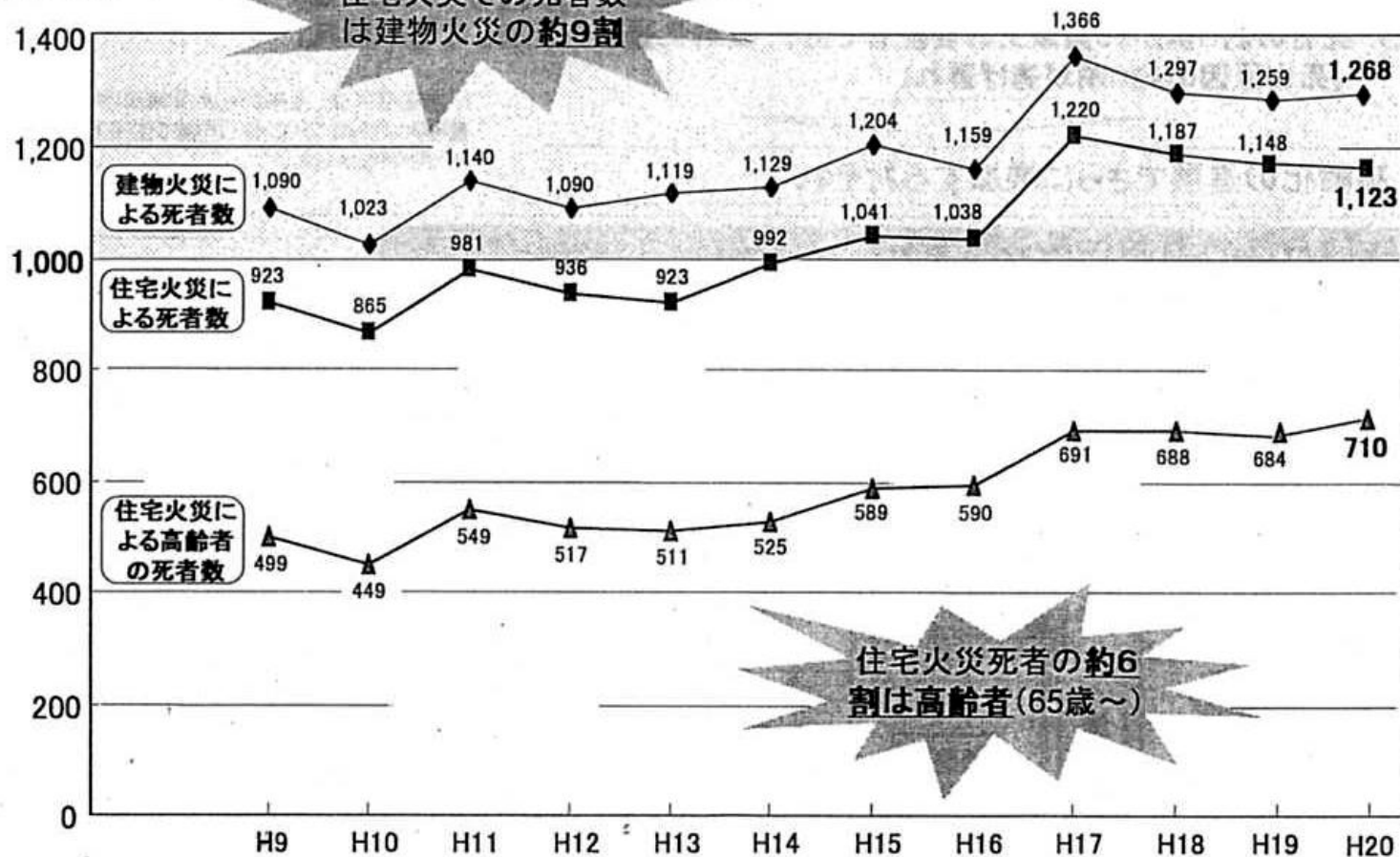


住宅用火災警報器の 早期普及について

住宅用火災警報器の普及に向けた推進状況等について

建物火災による死者数(放火自殺者等を除く)の推移

(単位:人)



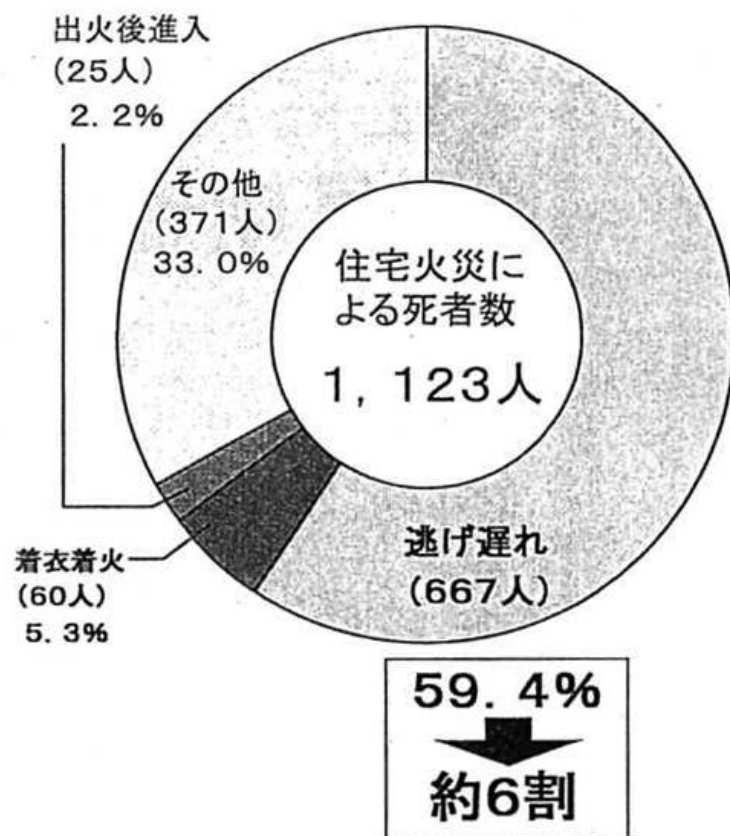
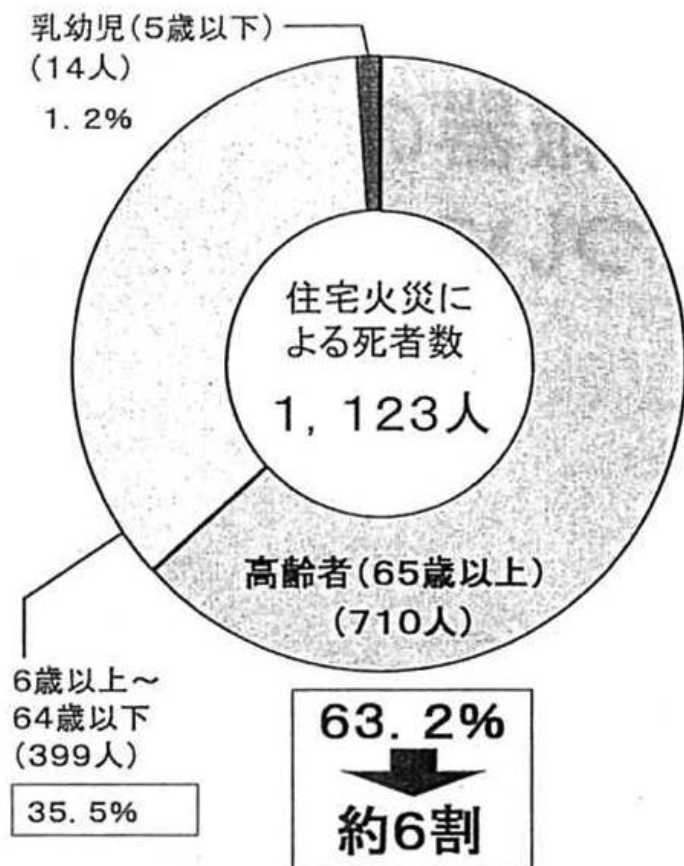
住宅用火災警報器の早期普及について

住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)の構成

【平成20年中】

<年齢別にみた発生割合>

<要因別にみた発生割合>



住宅用火災警報器の早期普及について

住宅用火災警報器の義務付け

住宅火災による死者数の動向

- 平成15年以降5年間連続で死者数が1,000人を突破しており、かつてない高い水準で推移
- 死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、高齢化進展を反映して増加傾向。
(死亡原因の約6割が逃げ遅れ)

高齢化の進展でさらに増加するおそれ

- 非住宅には、従来から火災報知器設置が義務付けられていたが、戸建て住宅等には義務づけがなかった。

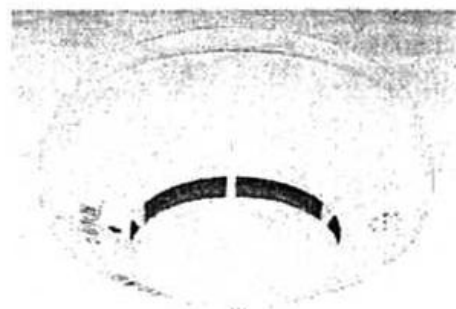
平成16年の消防法改正により、 全住宅について、寝室等に住警器の設置義務づけ

- 新築住宅については、平成18年6月1日より適用(建築確認手続きにおいてチェックする体制)
- 既存住宅については、各市町村条例で定める日(平成19年から平成23年までの間で施行予定)より適用

○ 住警器等の設置場所



○ 住宅用火災警報器(感知・警報部が一体の機器)



- ※ 寝室と階段室は政令で義務付け。
- ※ その他の居室も地域によっては条例で義務付け対象となる場合がある。

住宅用火災警報器の早期普及について

住宅用火災警報器の普及状況について(H21.12時点推計)①

- ・H21.12時点の全国の推計普及率は52.0%で、義務化済みの地域でも60.8%にとどまる。
- ・東日本が西日本に比べ、6.5ポイント程度普及が進んでいる。

<推計普及率(全国)>

	総世帯数 A	うち推計 普及世帯数 B	推計普及率 B/A
義務化済み	1,906万世帯	1,159万世帯	60.8%
今後義務化	3,001万世帯	1,394万世帯	46.5%
全国	4,906万世帯	2,553万世帯	52.0%

- ※ 平成21年12月時点で条例により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されている地域を「義務化済み」に、今後義務化される地域を「今後義務化」に区分している。
- ※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される場合も「推計普及世帯数」に含む。
- ※ 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。
- ※ 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

<推計普及率(ブロック別)>

	ブロック	地域数	推計普及率
東日本 ↑	北海道	67地域	58.5%
	東北	99地域	47.0%
	関東	206地域	54.3%
	東海	74地域	61.3%
	東近畿	91地域	55.0%
西日本 ↓	近畿	64地域	51.2%
	中国	52地域	40.3%
	四国	54地域	30.9%
	九州	136地域	49.6%
	計	843地域	52.0%

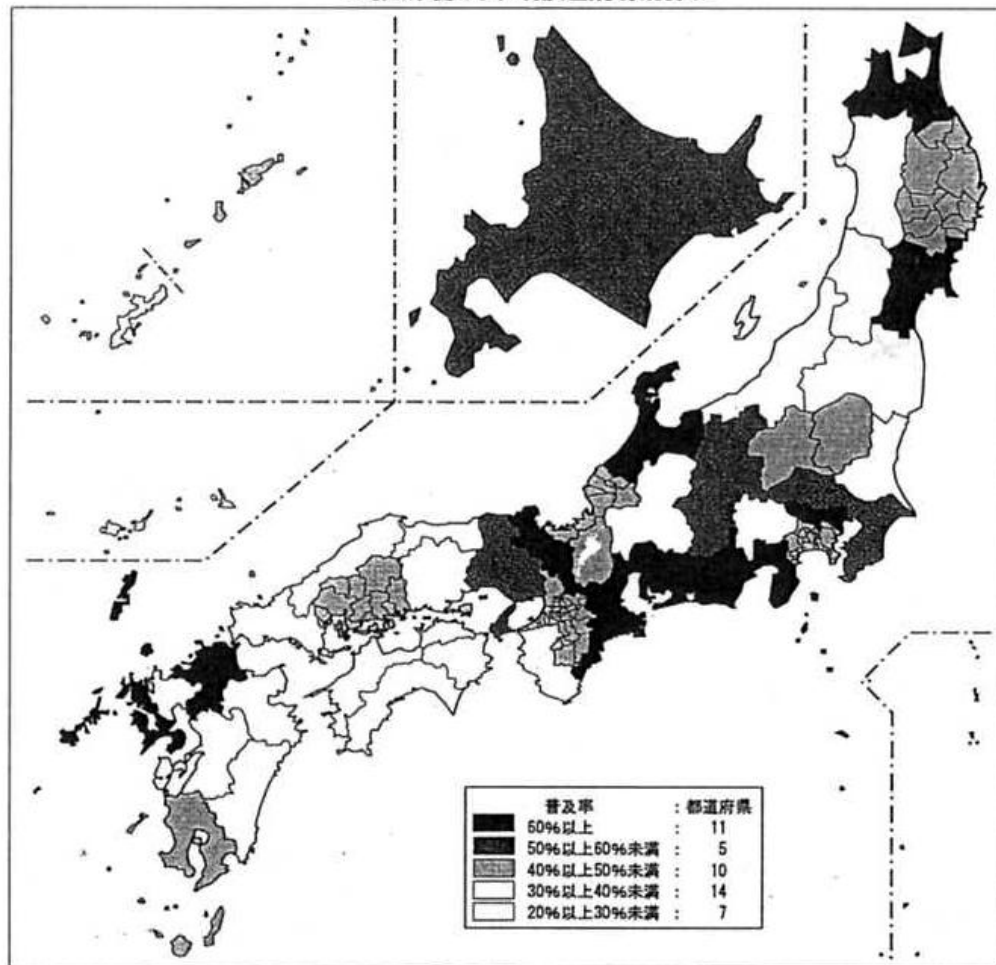
東日本:54.6%
西日本:48.1%

- ※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。
- ※東海(愛知、岐阜、三重)と東近畿(富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良、和歌山)を境目として、東日本と西日本に区分。

住宅用火災警報器の早期普及について

住宅用火災警報器の普及状況について(H21.12時点推計)②

<推計普及率(都道府県別)>



都道府県名	推計普及率
北海道	58.5%
青森県	67.2%
岩手県	41.1%
宮城県	74.7%
秋田県	32.8%
山形県	37.7%
福島県	35.5%
茨城県	39.3%
栃木県	49.3%
群馬県	48.4%
埼玉県	52.1%
千葉県	55.7%
東京都	65.8%
神奈川県	42.7%
新潟県	29.7%
富山県	61.4%
石川県	72.8%
福井県	42.3%
山梨県	28.0%
長野県	56.1%
岐阜県	35.1%
静岡県	60.4%
愛知県	68.3%
三重県	60.6%
滋賀県	46.0%
京都府	61.6%
大阪府	49.7%
兵庫県	53.8%
奈良県	48.3%
和歌山県	39.6%
鳥取県	27.7%
島根県	27.6%
岡山県	37.5%
広島県	48.9%
山口県	37.2%
徳島県	27.4%
香川県	23.1%
愛媛県	36.2%
高知県	33.7%
福岡県	65.2%
佐賀県	33.1%
長崎県	62.7%
熊本県	39.1%
大分県	31.4%
宮崎県	33.9%
鹿児島県	49.4%
沖縄県	27.9%
計	52.0%

当面の重点実施項目

平成22年度は、住警器設置義務化が全面施行となる平成23年6月に向けた「勝負の年」であり、「住宅用火災警報器設置推進基本方針」のもと、当面、以下を重点実施項目として、地域推進組織を通じ総力的な取組を展開。

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組

- ・普及率が低い地域における取組の強化
- ・普及率が高い地域の要因・効果の検証・分析、紹介 等

2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及

- ・地域推進組織に対し、各種普及促進事業を含めた先進事例を紹介、活用を推奨 等

3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進

- ・住宅防火に関するわかりやすい広報とセットで設置を呼び掛け 等